

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を国に求める
意見書

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。平成 29 年度の県内介護福祉士養成校の定員充足率は 49.4%と過去最低となっている。また富山県社会福祉協議会が、県内の民間社会福祉事業所に対し一昨年行った調査でも、1125 事業所のうち 471 事業所が人材を必要としていると答え、必要数は 1287 人にのぼる。

現在多くの介護事業所では人材確保が困難を極め、深刻な人手不足の状態が続いている。人手不足の原因は、過酷な労働と低賃金である。夜勤の問題（16 時間以上長時間夜勤が主であること・1 人夜勤も認められていること）や人員配置基準が少なすぎる等の問題を解決し労働環境を改善すること、そして全産業と大きな差がある低賃金を解決していくことが、今強く求められている。

2015 年 4 月に実施された介護報酬の改定では、内容が不十分であったため、多くの事業所で介護労働者の処遇に大きな影響を及ぼした。

この様な中、2017 年に報酬改定を 1 年前倒しして処遇改善加算の措置がとられたが、その効果が介護労働者の賃金改善にまで及んでいないというのが実感である。

人材不足の解消・介護制度の充実を図るためには、介護報酬の引き上げが欠かせない。同時に報酬の引き上げに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になる。

よって、国会及び政府におかれては、介護労働者の勤務環境改善及び処遇改善をはかり、介護制度の真の持続性を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 3 日

黒 部 市 議 会